

外郭団体の情報公開の推進に関する要綱の一部改正

外郭団体の情報公開の推進に関する要綱（平成11年2月1日市長決裁）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p><b>外郭団体</b> の情報公開の推進に関する要綱 （平成11年2月1日市長決裁）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、本市が<b>外郭団体</b> の実施する情報公開を推進するため必要な事項を定めることにより、<b>外郭団体</b> の事業に関する市民の理解と信頼を深めるとともに、市民の市政参加をより一層促進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、「<b>外郭団体</b>」とは、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（その設立時に本市が全額出資した法人が自ら増資した場合_____は、当該増資分は本市が出資したものとみなす。）をいう。</p> <p>（市の役割）</p> <p>第3条 市は、<b>外郭団体</b> の実施する情報公開の推進に資するため、その円滑な運用に必要な協力を行うとともに、<b>外郭団体</b> に関する情報を収集することにより、<b>市</b> の情報提供施策の充実を図るものとする。</p> <p>（<b>外郭団体</b> の文書の閲覧等の申出）</p> <p>第4条 <b>外郭団体</b> の文書で<b>市</b> が管理していないものの<b>文書</b>の開示を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、<b>市政情報センター</b> _____に_____文書開示申出書（以下「申出書」という。）を提出するものとする。</p> <p>（申出書の送付）</p> <p>第5条 市政情報センターは、前条の規定による申出（以下単に「申出」という。）があつ</p>	<p><b>出資法人等</b> の情報公開の推進に関する要綱 （平成11年2月1日市長決裁）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、本市が<b>出資法人等</b> の実施する情報公開を推進するため必要な事項を定めることにより、<b>出資法人等</b> の事業に関する市民の理解と信頼を深めるとともに、市民の市政参加をより一層促進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、「<b>出資法人等</b>」とは、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（その設立時に本市が全額出資した法人が自ら増資した場合<b>にあつては</b>、当該増資分は本市が出資したものとみなす。）をいう。</p> <p>（市の役割）</p> <p>第3条 市は、<b>出資法人等</b> の実施する情報公開の推進に資するため、その円滑な運用に必要な協力を行うとともに、<b>出資法人等</b> に関する情報を収集することにより、<b>本市</b> の情報提供施策の充実を図るものとする。</p> <p>（<b>出資法人等</b> の文書の閲覧等の申出）</p> <p>第4条 <b>出資法人等</b> の文書で<b>本市</b> が管理していないものの_____開示を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、<b>総務局総務部文書法制課（以下「市政情報センター」という。）</b>に<b>出資法人等が別に定める</b>文書開示申出書（以下「申出書」という。）を提出するものとする。</p> <p>（申出書の送付）</p> <p>第5条 市政情報センターは、前条の規定による申出（以下単に「申出」という。）があつ</p>

た場合は、速やかに当該外郭団体 に申出書を送付するものとする。

(申出に対する決定等)

第6条 外郭団体は、申出に係る文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、速やかに決定書及び開示文書を市政情報センターに送付し、当該決定書の写しを外郭団体を所管する課等（以下「所管課」という。）に送付するものとする。

2 外郭団体は、文書の全部を開示しない旨の決定をしたとき及び期限の延長の決定をしたときは、速やかに決定書を申出者に交付し、当該決定書の写しを市政情報センター及び所管課に送付するものとする。

3 所管課は、外郭団体 が前2項の決定 を行う場合において、当該外郭団体 から協議の要請があった場合は、これに応じるものとする。

(文書の開示の場所)

第7条 申出に係る文書の開示は、市政情報センターにおいて行うものとする。ただし、特別の事情により外郭団体 がその事務所を 文書の開示の場所として指定した場合は、この限りでない。

2 市政情報センターにおいて 文書 の開示を行う場合において、申出者が 開示の実施にあたり外郭団体 の職員の立会いを求めるときは、市政情報センターは、 開示を実施する日時を調整のうえ、当該日時を決定し、申出者及び外郭団体に連絡するものとする

た場合は、速やかに出資法人等 に申出書を送付するものとする。

(申出に対する決定等)

第6条 出資法人等が申出に係る文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をした場合には、市政情報センターは、当該出資法人等に対し、その決定書及びその決定に係る文書を市政情報センターに、当該決定書の写しを当該出資法人等を所管する課等（以下「所管課」という。）に送付するよう求めるものとする。

2 出資法人等が申出に係る文書の全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）をしたとき、又は出資法人等が申出があった日から開示決定等（開示決定又は不開示決定をいう。以下同じ。）をするまでの期間を延長する旨の決定（以下「延長決定」という。）をしたときは、当該出資法人等に対し、その決定書を申出者に、当該決定書の写しを市政情報センター及び所管課に送付するよう求めるものとする。

3 所管課は、出資法人等が開示決定等又は延長決定を行う場合において、当該出資法人等から協議の要請があったときは、これに応じるものとする。

(文書の開示の場所等)

第7条 申出に係る文書の開示は、市政情報センターにおいて行うものとする。ただし、特別の事情により出資法人等 がその事務所を 当該文書の開示の場所として指定した場合は、この限りでない。

2 市政情報センターにおいて 申出に係る文書 の開示を行う場合において、申出者が 出資法人等 の職員の立会いを求めるときは、市政情報センターは、 当該出資法人等に対し、申出に係る文書の開示を実施する日時を決定し、その日時を市政情報センター及び申出者に連絡するよう求めるものとする。

3 所管課は、外郭団体 から \_\_\_\_\_ 文書の開示に係る立会いを求められたときは、これに応ずるものとする。

4 市政情報センターは、開示の実施の際に前条第1項の規定により送付された決定書を申出者に交付するものとする。ただし、開示を実施する日までにおおむね1か月以上の期間があるとき及び申出者が郵送による開示を求めるときにおいては、事前に当該決定書を申出者に交付するものとする。

**【新設】**

(外郭団体 の規程等の備付け)

第8条 市政情報センターは、外郭団体 が情報公開に関し定める規程その他必要な資料を収集し、一般の利用に供するものとする。

(経営状況を説明する文書の公開)

第9条 所管課は、外郭団体 からその経営状況を説明する文書の提出を受けるとともに、これを所管課及び市政情報センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する経営状況を説明する文書は、別記のものとする。

(その他)

第10条 市は、外郭団体 に対して情報公開に関する必要な情報の提供等を行うとともに、外郭団体 の求めに応じて必要な助言等を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

別記 (第9条関係)

- 1 定款又は寄附行為
- 2 役員名簿

3 所管課は、出資法人等から申出に係る文書の開示に係る立会いを求められたときは、これに応じるものとする。

4 市政情報センターは、開示の実施の際に前条第1項の \_\_\_\_\_ 決定書を申出者に交付するものとする。 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

5 前項の規定にかかわらず、市政情報センターは、出資法人等が開示決定をした日から申出に係る文書の開示を実施する日までの期間がおおむね1か月以上であるとき、又は申出者が郵送による開示を求めるときには、あらかじめ前条第1項の決定書を申出者に交付するものとする。

(出資法人等の規程等の備付け)

第8条 市政情報センターは、出資法人等が情報公開に関し定める規程その他必要な資料を収集し、一般の利用に供するものとする。

(経営状況を説明する文書の公開)

第9条 所管課は、出資法人等からその経営状況を説明する文書の提出を受けるとともに、これを所管課及び市政情報センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

2 前項に規定する経営状況を説明する文書は、別記のものとする。

(その他)

第10条 市は、出資法人等に対して情報公開に関する必要な情報の提供等を行うとともに、出資法人等の求めに応じて必要な助言等を行うものとする。

第11条 略

別記 (第9条関係)

- 1 定款又は寄附行為
- 2 役員名簿

<p>3 事業報告書</p> <p>4 収支計算書又は収支決算書</p> <p>5 正味財産増減計算書又は損益計算書</p> <p>6 貸借対照表</p> <p>7 財産目録</p> <p>8 事業計画書</p> <p>9 収支予算書</p> <p>10 資金計画表（作成している<u>外郭団体</u>に限る。）</p>	<p>3 事業報告書</p> <p>4 収支計算書又は収支決算書</p> <p>5 正味財産増減計算書又は損益計算書</p> <p>6 貸借対照表</p> <p>7 財産目録</p> <p>8 事業計画書</p> <p>9 収支予算書</p> <p>10 資金計画表（作成している<u>出資法人等</u>に限る。）</p>
--	---

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報の公開に関する要綱の一部改正

指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報の公開に関する要綱（平成16年3月26日市長決裁）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）<b>第244条の2</b>第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）に係る指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の保有する文書等であって、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関するものの開示等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。）第2条<b>第1項</b>第1号に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) 文書等 指定管理者の職員が公の施設の管理を行うに<b>あたって</b>職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該指定管理者の職員が組織的に用いるものとして、<u>      </u>指定管理者が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、指定管理者を指定するに<b>あ</b><u>た</u><b>た</b><u>つ</u><b>て</b>は、この要綱に定める文書等の開示等の実施に関し必要な事項について、当該指定に伴い実施機関と指定管理者との間で取り交わされる協定等（以下「協定等」という。）に定めな</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）<b>第244条</b>第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）に係る指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の保有する文書等であって、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関するものの開示等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。）第2条<u>      </u>第1号に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) 文書等 指定管理者の職員が公の施設の管理を行うに<b>当</b><u>た</u><b>た<u>つ</u><b>て</b>職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該指定管理者の職員が組織的に用いるものとして、<b>当該</b>指定管理者が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</b></p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、指定管理者を指定するに<b>当</b><u>た</u><b>た<u>つ</u><b>て</b>は、この要綱に定める文書等の開示等の実施に関し必要な事項について、当該指定に伴い実施機関と指定管理者との間で取り交わされる協定等（以下「協定等」という。）に定めな</b></p>

ければならない。

#### 第4条 略

(開示申出の手続き)

第5条 前条の規定による開示の申出(以下「開示申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書(以下「開示申出書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示申出をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 略

2 開示申出書は、仙台市市政情報センターを經由して提出するものとする。

3・4 略

5 指定管理者は、協定等において特別の定めがある場合を除き、申出に係る文書等を実施機関に提出するものとする。

(文書等の開示)

第6条 実施機関は、開示申出に係る文書等に次に掲げる情報のいずれかが記録されている

場  
合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示するものとする。

(1) 条例第7条に規定する情報。ただし、指定管理者が行う公の施設の管理に従事する指定管理者の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は除く。

(2) その他指定管理者が公の施設の管理を行うにあたり、当該管理業務に著しい支障を生じるおそれがある情報又は当該指定管理者の正当な権利利益を害するおそれがある情報として協定等で特に定めた情報

2 実施機関は、開示申出に係る文書等の前項各号の該当性について、指定管理者と協議するものとする。

ければならない。

#### 第4条 略

(開示申出の手続)

第5条 前条の規定による開示の申出(以下「開示申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書(以下「開示申出書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示申出をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 略

2 開示申出書は、総務局総務部文書法制課(以下「市政情報センター」という。)を經由して提出するものとする。

3・4 略

5 指定管理者は、協定等において特別の定めがある場合を除き、開示申出に係る文書等を実施機関に提出しなければならない。

(文書等の開示)

第6条 実施機関は、開示申出に係る文書等に条例第7条に規定する不開示情報(指定管理者が行う公の施設の管理に従事している指定管理者の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分を除く。以下同じ。)が含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示しなければならない。

**【削る】**

**【削る】**

2 実施機関は、開示申出に係る文書等が不開示情報が含まれているものに該当するか否かについて判断するに当たっては、指定管理者と協議するものとする。

(文書等の一部開示)

第7条 実施機関は、開示申出に係る文書等の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報が記録されている部分以外の部分を開示するものとする。

2 略

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 実施機関は、開示申出に係る文書等に非開示情報(条例第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該公文書等を開示することができる。

(文書等の存否に関する情報)

第9条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出者に対する通知)

第10条 実施機関は、開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示するときは、                                開示申出者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示申出に係る文書等の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するとき)及び開示申出に係る文書等について指定管理者が保有していないときを含む。)は、                                開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示申出に係る文書等の一部を開示する旨又は全部を開示しない                                場合において、開示しないとされた文書等の全部又は一部について一定の期間の経過により開示することが可能となることが明らかであ

(文書等の一部開示)

第7条 実施機関は、開示申出に係る文書等の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報が記録されている部分以外の部分を開示するものとする。

2 略

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 実施機関は、開示申出に係る文書等に不開示情報(条例第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該文書等を開示することができる。

(文書等の存否に関する情報)

第9条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第10条 実施機関は、開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示申出に係る文書等の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するとき)及び開示申出に係る文書等を                                指定管理者が保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示申出に係る文書等の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定をする場合において、開示しないとされた文書等の全部又は一部について一定の期間の経過により開示することが可能となることが明らかであるときは、その旨を書面により通知するものと

るときは、その旨を書面により通知するものとする。

( \_\_\_\_\_ 期限)

第11条 前条第1項又は第2項の通知（以下「開示等の通知」という。）は、開示申出があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第5条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 \_\_\_\_\_ 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を開示申出があった日の翌日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

( \_\_\_\_\_ 期限の特例)

第12条 開示申出に係る文書等が著しく大量であるため、開示申出があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示等の通知をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示申出に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等の通知をし、残りの公文書等については相当の期間内に開示等の通知をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書等について開示等の通知をする

期限

(第三者保護に関する手続き)

第13条 開示申出に係る文書等に仙台市、国、独立行政法人  
等 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、他の地方公共団体、地方独立行政法

する。

(開示決定等の期限)

第11条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から \_\_\_\_\_ 14日以内にしなければならない。ただし、第5条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示申出があった日から \_\_\_\_\_ 60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 開示申出に係る文書等が著しく大量であるため、開示申出があった日から \_\_\_\_\_ 60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示申出に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの文書等については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書等について開示決定等をする  
期限

(第三者保護に関する手続)

第13条 開示申出に係る文書等に本市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政



人\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示 \_\_\_\_\_をするに当たって、あらかじめ、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他必要な事項を通知して、その意見を聞くことができる。

（開示の実施）

第14条 文書等の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付その他電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。

2 前項の閲覧又は視聴の方法による文書等の開示にあつては、実施機関は、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該文書等の写しによりこれを行うことができる。

（費用の負担）

第15条 この要綱の規定により、文書等の写しの交付 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

**【新設】**

**【新設】**

（適用除外）

第16条 この要綱の規定は、指定管理者が自ら定める規程等の規定により、仙台市市政情報センターにおいて開示申出ができる場合には適用しない。

（開示申出をしようとするものに対する情報の提供等）

第17条 実施機関は、開示申出をしようとするものが容易かつ的確に開示申出をすることができるよう、指定管理者が保有する文書等の特定に

法人をいう。）及び開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、あらかじめ、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示その他必要な事項を通知して、その意見を聞くことができる。

（開示の実施）

第14条 文書等の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については仙台市情報公開条例施行規則（平成3年仙台市規則第68号）第3条第1項各号に掲げる \_\_\_\_\_方法により行う。

2 前項の閲覧 \_\_\_\_\_の方法による文書等の開示にあつては、実施機関は、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該文書等の写しによりこれを行うことができる。

（費用の負担）

第15条 前条 \_\_\_\_\_の規定により、文書等の写しの交付（電磁的記録にあつては、仙台市情報公開条例施行規則第3条第1項各号に掲げる方法を含む。）を受ける者 は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

3 文書等の写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

（適用除外）

第16条 この要綱の規定は、指定管理者が自ら定める規程等の規定により、 \_\_\_\_\_市政情報センターにおいて開示申出ができる場合には適用しない。

（開示申出をしようとする者に対する情報の提供等）

第17条 実施機関は、開示申出をしようとする者 \_\_\_\_\_が容易かつ的確に開示申出をすることができるよう、指定管理者が保有する文書等の特定に資する情報の提供その他開示申出をしようとする者 \_\_\_\_\_の利便を考慮した適切な措置を講ずるも

